

日刊 労働千葉

85. 11. 27
No. 2100

国鉄千葉動力車労働組合
千葉市要町二一八 (動力車会館)
(鉄電)二九三五六・(公衆)〇四七二二二七二〇七

機動隊導入=組合員の暴力的排除 スト破り乗務の強要、脅迫文書郵送 当局のスト破り弾劾

スト破り上げ突入・戦線拡大を許さず 万全のスト突入体制

全組合員のみならず、全国の即ち仲間のみならず、
千葉当局は無謀にも、遂に公然たるスト破壊にうつて出てきた。ストライキの二日間も以前から、不当にも「業務命令」を発し、処分を千ラツカせ脅迫まがいに乗務の強要をせまるばかりか、津田沼ではすでに電車区構内に公安官を導入し、電車区の周囲に金網フェンスを張りめぐらし、組合員の排除を画策している。こんなスト破壊をどうして許せるか、予定をくり上げることも許さず、断固怒りのストへと突進しよう。責任の一切は、当局の不正義にあることを確認する。

スト参加者はクビの脅迫 文書を家庭郵送とする当局

当局はすでに11月20日付で局長名の「スト参加者は解雇」なる脅迫文書を組合員全員に書留で家庭郵送してきた。これは明らかに不当労行であり、重大なスト破壊行為である。

不法な「業務命令」乱発で「スト破りダイヤ乗務」を強要する当局

乗務員は、乗務割交替にもとづき4日前に次の勤務を確定し、当日の終了時呼時に次の勤務を確認して仕事をしているのである。いかに組合がストを予定しているとはいえ、個々の乗務員はスト当日までは乗務する意志があり、勤務も確定しているのである。この乗務員に「業務命令」を発するのは明らかにこれまでの勤務の取り扱いを無視したものであり、無効の命令である。

また、仮りに当局が「業務命令」に従わねば、次の勤務の確認をしない」とするならば、それは、勤務の「当局拒否」であることを明らかである。ゆいゆいは、当局の不当な強要・脅

10メートルのフェンスで包囲、道床に金網をかぶせる深夜の突貫工事 津田沼電車区 26日深夜 動しているのか

11月26日深夜、当局は公安官をはりつけ、急ぎよ、津田沼電車区構内の周囲に10mをこえる高い金網を張りめぐらし、電車区入口附近のレール道床にも金網をはりめぐらした。これは、電車区での混乱防止を口実としながら実は武装公安官・権力機動隊を導入して、スト破壊のため組合員を構内から暴力的に排除することを自ら明らかにしたものである。

ゆいゆいのガマンにも限度がある。たむ重なるスト破壊攻撃・策動を、これ以上だまってはられない。当局は直ちにスト破壊策動の全てを中止せよ、さもなければ、起りうる一切の責任はあげて当局の側にあることを重ねて厳重に申し入れるものである。

全ての組合員の皆さん、全国の即ち仲間の皆さん、以上の情勢にかんがみ、ストライキのくり上げ、戦線の拡大も許さず、あくまでもスト破り粉碎「拠点防犯、スト絶対貫徹」にむけ、あらゆる事態に即応できる万全のスト体制構築にむけ総力を決起せよ。

(11月27日、午前3時・記)